

いしかわ総合スポーツセンター専用使用に関する規定

石川県体育施設条例第9条の規定に基づき、いしかわ総合スポーツセンターの専用使用承認について、次のように定めます。

- (1) 専用使用については原則下記の優先順位を基本に予約を受け付けし、承認するものとします。

対象	受付開始	受付方法
大規模大会 (国際大会、全国大会等) ※その他、施設が必要と認める大会・イベント等	使用開始日の前々年度	仮予約申請の提出 ※原則申請順の受付とする。 ※オープン大会は一次募集からとする。
北信越大会以上および公的機関主催の大会等	前年度10月上旬から10月下旬(一次募集)	一定期間に仮予約申請の提出(重複は調整)
大会使用等(県大会、一般大会等)	上記の一次募集が終了後、募集開始(二次募集) 11月上旬から11月下旬	一定期間に仮予約申請の提出(重複は調整)
上記以外の大会および催し物(大規模なもの)	上記大会決定以降受付	仮申請書の提出
一般専用使用(予約)	① 使用開始日の属する月の3ヶ月前の1日から15日 ② 上記の使用許可決定後は随時	①申請書の提出 ②いしかわ施設予約サービスによる予約受付可
一般専用使用(当日予約)	当日午前9時より	予約が入っていない時間に限り申請書提出

- (2) 一般専用使用予約は、使用希望日の3か月前の15日までに申請書を提出してください。16日から22日までは調整業務を行います。調整決定後は、直接センターへお問い合わせいただき、使用が可能かご確認ください。なお、23日以降は随時受付可能です。
- (3) 使用開始日の3か月前より前の月に予約を希望する場合、メインアリーナおよびサブアリーナを全面使用し、かつアリーナの面積規模に相当する人数(概ね50~100名以上)での使用が見込まれる場合には、仮申請書の承認が可能となります(要相談)。
- (4) イベント・大会等でアリーナを全面使用する場合、主催者は使用日の1ヶ月前までに、必ず施設職員と大会内容について事前打合せを行ってください。
- (5) 当日の使用申請は、予約が入っていない時間帯に限り、開館時間から受付が可能です。ただし、混雑している場合には整理券が配布されることがあります。整理券は朝8時30分から配布され、基本的には先着順での対応になります。
- (6) 専用使用時間は1時間単位とし、開館時間である9時から22時までの各正時(00分開始・00分終了)を申請時間とします。使用時間を延長する場合は、当日に申請書を提出することで継続して使用することができます。
- (7) 専用使用の場合、準備および後片付けの時間も使用時間に含まれますので、あらかじめご了承ください。

- (8) 減免申請につきましては、施設長の決裁が必要となるため、使用日の 2 週間前までのご提出にご協力をお願いいたします。なお、提出が遅れた場合は、減免の対象とならない場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- (9) 予約のキャンセルについては、使用日を含め 7 日前からキャンセル料(フロア使用料)が発生しますのでご注意ください。また、その時点以降は「いしかわ施設予約サービス」からキャンセルすることができなくなり、総合受付にてキャンセル手続きを行っていただく必要があります。なお、無断キャンセルやキャンセルの多い団体につきましては、今後の使用申請を受け付けない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (10) スポーツセンターの使用を承認しない範囲は、次の通りとします。
- ① 公益を害し、施設の秩序を乱す恐れがある行為、イベント
 - ② 利用者や地域住民に著しく迷惑を及ぼすことが明らかな行為、イベント
 - ③ 重量物を扱い、施設を損傷する恐れがある行事
(メインアリーナ1㎡ 5t サブアリーナ1㎡ 3t未満)
 - ④ その他、施設の設置目的に照らし不相当と認められる行為、イベント
 - ⑤ 施設の管理運営に支障があると認められる行為、イベント
 - ⑥ 暴力団の利益になる使用と認められる場合には施設の使用は許可しません。許可後であっても、暴力団の利益になる使用であると認められることが判明した場合には、許可を取り消し、または使用を停止することとします。なお、使用の許可決定等に当たり必要と認めるときは、石川県警察本部に照会する場合があります。また、許可をしないこと等により使用申請者が損害を被ることがあっても、当施設は一切の責任を負いません。

当施設では、上記の事項を守っていただくようお願いしています。

また、守っていただけないお客様にはスタッフが注意する場合があります。それでも指示に従っていただけない場合には、退館していただくことがありますので、あらかじめご了承ください。